

令和3年度 第1回坂東市公共事業再評価委員会 会議記録（要旨）

1 日 時 令和3年10月25日（月）午後3時25分～午後5時15分

2 場 所 坂東市役所3階 大会議室

3 出席者

（1）委 員 田村光子委員長、上坂理一副委員長、相野谷洋子委員、
神戸俊裕委員、林淳一委員、和田由記子委員

（2）木村敏文市長

（3）事務局 企画部長、企画課長、介護福祉課長、職員7名

4 会議要旨

（1）開会

（2）委嘱状交付

（3）市長挨拶（要旨）

坂東市公共事業再評価委員会は合併当初より条例で定め、見直しの必要な事業を専門的に審議する重要な機関として設置しております。

本委員会は令和元年度に会議の在り方を見直し、従来の施設・インフラ整備事業に加え、現在市が行っている様々な事業に対しましても柔軟に審議を行えるよう規則改正を実施し、行政評価型の委員会として市の事業に関する幅広い見直しを実施させて頂いているところでございます。

今後、少子高齢化などにより限られた財源の中で、市民の皆様に寄り添った市政を実現させるとともに、効率的な財政運営を行うためにも、市民の皆様とともに考え、より事業を充実させ、当市に必要な事業を当市に沿った形で実施していく事がますます必要になってまいります。

市といたしましても、常に改善を図りながら、必要な事業を着実に実施していくとともに、次の世代に負担を残さない、持続可能な市政の実現を進めてまいりたいと考えております。

今回の会議では、2つの事業につきまして、議事として付託しております。

委員の皆様より、様々な立場や視点から、ぜひ付度や忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(4) 役員選出

委員長：田村委員 副委員長：上坂委員 ※委員互選により決定

(5) 議事（概要）

【福祉センター運営事業】

委員：

両施設の浴室事業について、コロナ禍が徐々に収束している状況ではありますが、見直す方向でよいかと考えます。皆様の意見もお聞きしたいと思います。

委員：

まず質問から、一点目は利用者についてです。直近でこの状況ですから利用はされていないと思いますが、閉鎖前の数値等があるのであれば、教えて頂きたいです。また、その数値を受けて次の質問をさせて頂きたいと思います。

事務局：

コロナ前の延べ利用者数について、岩井福祉センターは令和元年度9704名、参考までに平成28年度12148名で、比較しますと、2400名、約20%減少となっております。

猿島福祉センターは令和元年度20304名、平成28年度の延べ利用者数は24034名と比較しますと、3700名、約16%減少となっております。

委員：

これは年間ですよ、月ごとのデータはお持ちですか。1年のうち利用者数がコンスタントに推移しているのとは違うと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

令和元年度における岩井福祉センターの月別利用状況ですが、4月1160名、5月562名、6月0名、7月951名、8月917名、9月897名、10月784名、11月926名、12月962名、1月942名、2月1210名、3月393名で9704名です。

委員：

利用者が0名の月がありましたが、改修工事か何かを行っていたのでしょうか。

事務局：

故障による改修を行ったことによるものです。

委員：

想像よりも大きな数字で少し驚いております。この廃止の提案において市民サービスを考えた時に、この利用者数は判断の基準となります。もう少し伺いますと、令和元年度と平成28年度の比較では減ってございましたけれども、結構な人数が利用されているなかで廃止の案を示されていますが、一方で莫大な費用が掛かっていると思います。1000万を超える費用が掛かっており、事業費は約3000万となっています。行政の視点では費用対効果を求めにくいのかかもしれませんが、費用対効果を求めるのであれば、やはりかなりの費用がかかっているため、その視点から廃止の案とされていることは想像がつかます。

資料において利用者へのアンケートは取っていないと記載されていますが、毎回同じ方が利用されているのか、その辺は確認されていますでしょうか。

事務局：

岩井福祉センターにつきまして申し上げますと、延べ利用者数は9704名となっておりますが、実利用者数で申し上げますと537名となります。そのうち、更に細かく分析しますと、週2回以上利用の方が48名となっておりますので、主な利用の方については48名という事が考えられます。

委員：

近隣と比較すると市内に浴室のある施設は3カ所となっており、湯楽里にも大きな浴室施設があります。両福祉センターの利用者は何らかの理由でそれぞれの浴室を利用されていると思いますが、そのうち家庭で入浴できない方もおられると思います。この利用者を湯楽里で対応するといった場合、湯楽里にその能力はありますか。

この2つの事業をストップさせたときに、利用者への対応が十分に対応できる状況にあるかどうか、いかがでしょうか？

事務局：

湯楽里の対応能力については十分な把握には至っておりませんが、十分可能と考えております。ただし、利用料金については若干高額になります。

委員：

他のサービスは別として、近隣には銭湯がありませんので、入浴の環境が厳しい

方々が利用されているとも考えられますが、そのなかでこの事業をストップさせた時に、この利用者へのケアが何等か可能であれば、廃止の方向でよいと考えます。ただ、現状では、廃止は不十分と思われます。費用を鑑みたときに厳しいという状況がおりでしょうから、現利用者への対応が十分にできるという試算があるのであれば、この廃止案には賛成させていただきます。

一つのことを廃止するという事に対して、メリットとデメリットを考えたときに、廃止時の対応策がきちんと考えられているかを確認のため、その辺の説明を求めさせていただきました。

委員：

委員がおっしゃること、もつともだと思います。これまで利用されていることを考えると、直ちに無くすという事は厳しいと思いますが、3カ所のうち1カ所は引き続き利用できるため、納得できる部分はあるかと考えます。費用が莫大なことを考えると、行政の立場として厳しいという事については賛同できますので、廃止は致し方ないと考えます。ただし、市民にアンケートなど、意見を聞くという事がなされていない、ということがございまして、アンケート調査を実施する、意見を聞く、そういう事がひとつは必要かと考えます。我々委員が市民の代表といえは市民の意見とはなりますが、広く意見を聞くことが必要かと思いました。基本的には賛成です。

委員：

私も賛成です。町場である岩井福祉センターでは48名の方が固定であるとの事ですが、その方は料金の問題とともに交通手段の問題もあると思います。自家用車が交通主体の猿島福祉センターと違い、歩いて行けるところにあるために定期的に通う人が多いのかなと思われます。廃止の場合、湯楽里に行くためにはデマンドタクシーなどを使わなくてはいけなくなるのか、巡回バスで行けるのか等、交通手段の確保についてはいかがでしょうか。

委員：

加えて、年齢についても伺いたいと思います。利用者の年齢は利用者の移動にも関連してくると思えます。

事務局：

市内の方で見ますと、先ほどの実利用者数537名のうち、市内の方が482名おりまして、そのうち65歳以上が224名、その他の大人が203名、子ども・未就学児が21名、その他34名となっております。

事務局：

交通の件についてですが、基本的に岩井福祉センターでは現在ばんどう号及び茨城急行のバスが停車するため、現状そちらを経由して行くことが出来ますが、湯楽里となった場合、ばんどう号と昭和観光の巡回バスが中心になります。そちらを利用する前提で考えた場合、一部地域では乗り継ぎが必要となるほか、バス停が近くにならない場合はデマンドタクシーの利用で行くこととなります。

ご質問のありました岩井福祉センター周辺の方のみを前提とした場合ですが、この場合はこれらのバスで移動の対応はできると考えられます。

委員：

猿島福祉センターについては現在も車でないとなかなか行けない状況であるため、特に岩井福祉センター周辺の方について、交通手段があるのであれば湯楽里での対応も可能と考えられるかもしれません。私は皆様と同じく莫大なお金を使ってというのは若干疑問に思うところがありますので、交通機関が確保できれば廃止に賛成です。

委員：

湯楽里に行くとなると交通費もかかるし、入浴料も増えます。岩井福祉センターの浴室を利用している方、例えば夫婦2名であれば自宅のお風呂を沸かすよりも安いので利用されているというような方もいらっしゃると思います。このような方が今後自宅でお風呂を沸かすようになると思われます。

委員：

今色々な意見をお聞きまして、他の委員がおっしゃるように、ここでしか入浴出来ない方がいるかもしれません。アンケートや意見を聞くという事について、利用者は当然無くさないで欲しいという事になりますが、一般の市民の方がどう思っているのかなどの把握が必要になってくると思います。利用者以外の人はどう考えているのかという事になると思います。

現在コロナ禍で休業中とのことですが、どのくらいの期間を休業しているのでしょうか、今も休止との事でしたが、去年からのコロナ禍以降において開館していた期間があったのかどうか、参考に伺います。

加えて、休館の期間中、お風呂の無い方はどのように過ごしたのか。入浴できたのか、昔と違って銭湯も無いものですから、湯楽里も開いていない期間もありましたので。

事務局：

浴室の休止につきましては両センターともに令和2年3月10日から完全に休止しております。

委員：

その間、利用者からの再開要望などは市にあげてきているのでしょうか。

事務局：

センターの利用者から、自粛期間が明けた頃に利用したいという声を伺ったという事を確認しております。ただし、福祉センターでは高齢者や障がいのある方が多く利用しておりますので感染のリスクも高く、現在の休館についてはご理解を頂いている状況でございます。

委員：

大体の状況は理解できたのではと思います。この意見について、浴室事業をどうするかという審議になりますがいかがでしょうか。

委員：

そうしますと、この浴室については長く使っていないとか、そういうことになります。提出された資料の予算額については施設全体の予算としてとらえてよろしいのでしょうか。

委員：

予算の件は重要な事項と思います。資料から浴室事業がいくらかかっているかわからない。総費用は莫大ですが、浴室事業の数値をおさえておりますか。

事務局：

岩井福祉センターに関して、浴室を利用していた平成30年度と中止した令和2年度を比較すると740万円光熱水費が減少しています。また、シルバー人材センターへ委託している各業務の委託費は530万円、更に水質検査等が37万円かかり、合計すると約1300万円程度が浴室にかかる支出と考えられます。歳入である浴室利用料金を考慮し、相殺しますと、1130万円程度が実質的にかかっている費用と考えられます。

委員：

改修は令和5年度と令和7年度に予定されているという事でよろしいですね。

事務局：

市の長寿命化計画で岩井福祉センターが令和5年度、猿島福祉センターが令和7年度の改修となっておりますので、これに合わせて廃止となれば費用抑制につながると考えています。

委員：

今現在の費用面などを確認いたしました。令和5年度の実施であればもう少し利用者への確認を踏まえ、廃止に向けての対応を深掘りし、考えていく必要があるのではと考えます。もう少し考えて頂くというので、廃止の決定ではなく継続審議といたしますか。

委員：

見直しにチェックが入っており、行政的には方向性を示していると思われますが、継続審議という方向性はあるのか、継続審議が可能な線と考えてよろしいのか。令和5年度が改修時期となっているので決定を延長すると予算的なものは1年多くかかってしまいます。時間的猶予があるのかを含めて確認したい。

委員：

具体的な中身について深く説明が欲しいというのが正直なところでしたので、開示頂いて少しずつ見えてきたというところです。廃止という決定は現段階で難しいかと思います。

委員：

それでは、周りの人に意見を聞いたり、利用者に声を聞くなどをいたしまして、廃止に対して少しずつ発信していく、少しずつ利用者に発信していくというような形にではいかがでしょうか。急ですと、利用者は驚きますので、廃止するなら皆様に上手に理解して頂くようにやってみてはいかがでしょうか。

委員：

意見としては廃止の方で良いと思いますが、利用者や市民の皆さんにアンケートや十分な説明をフォローし進めていくということとなりますか。

委員：

原則見直しでいいと思います。ただし、一定の利用者もおり、令和5年度の改修までに再開の予定はあるのでしょうか。その辺はどのように考えていますか。見

直し案を機会に令和5年度まで浴室を休止するというお考えでしょうか。

事務局：

現在の茨城県の指標によるとステージ1となっていますので、再開は可能かと思われませんが、第6波の可能性などもあり、慎重に検討すべきと考えています。今後の廃止にかかわらず、慎重な状況であり、再開は未定です。

委員：

ここで廃止を決定した場合、廃止を理由にしてそのまま休止という事ではなく、状況によって再開はするという事でしょうか。

事務局：

十分な検討が必要と考えています。

委員：

私たちの決定が利用者に対して非常に重たくなってしまうと考えています。基本的に見直しでよいと思いますが、利用者に対する部分をきちんと対応していくという付帯的なものをつけさせて頂いて、方向性を検討して頂きたいと思います。期限があるという事であれば見直しでよいのですが説明不十分なところもあるので、どの程度時間が確保できるのか伺います。

委員：

次回開催するとした場合、開催はいつになるのでしょうか。

事務局：

次回開催となると、通常の定例で考えた場合は来年の8月になる予定です。

委員：

その時の見直しという事で間に合うかどうか確認したいと思います。それでお時間は間に合うでしょうか。

事務局：

改修を実施する場合、本年度に予算設計をして計上し、令和4年度に実施設計をすることとなります。来年度の予算として計上し実施していく事になります。

委員：

その状況ですと、令和4年3月までに決める必要がありますね。

事務局：

その通りです。実施設計は令和4年度の予算要求となります。

委員：

それでは、来年度では間に合わないという事になります。そうしますと、先の意見を、利用者さんの意見を聞いていただくという事で結果を頂ければ見直しをしましょうという事でいかがでしょうか。定例的なものでは難しいと思います。ただ、この状態で決定という事は困難とも思います。

委員：

付帯決議を付け、見直しという判断でよろしいのではないのでしょうか。予算的なものもあるのであれば、見直しでよいと考えます。ただし、利用者に対するケア、これを十分にやって頂くという条件を付随していきます。市としても予算があり、改修が令和5年度であって、令和4年度に決めればよいというわけではない実態がありますので、今から準備していかなくてはいけないと思います。そのような付帯決議をして、この案に賛成という事ではいかがでしょうか。

委員長：

今の意見でよろしいでしょうか。令和4年度の3月までに予算決定が必要とあるため、それまで付帯決議を解決して頂き、その結果を踏まえて見直し案に賛成という事で決定させていただきたいと思います。

【敬老祝金事業】

委員：

それでは、敬老祝金につきまして、ご意見をお願いいたします。
ご審議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：

今回は原則見直しという対応方針になっております。これは令和元年度にも案件として出ており、その時は継続という選択をしているわけです。今回取り上げたという事は高齢者が増えればどんどん祝金は増えますから、その思いはここから見受けられるのですが、やはりコロナ禍で昨年も今年も敬老会が開催できていません。そういう状況下であれば、もう少し祝金の金額を現状維持して頂いて、ただ長くは維持できないとも思いますので、その時には思い切った英断が必

要になるのかとも思います。ただし、高齢者のことを考えたとき、これを励みに、楽しみにしている方も多くいらっしゃると思います。ですから、見直しに反対というより、当面、今回に限ってはもう少し現状維持でよろしいかと思います。長生きした証として頂けることは励みになり、行政サービスの一部なのかと思う部分ですので、案に反対というわけではありませんが、今回は継続という意見でいかがでしょうか。

委員：

近隣の状況はいかがでしょうか。

委員：

坂東市については高めに設定されていると思います。

委員：

敬老祝品の対象者は何名くらいとなっていますか。

事務局：

令和3年度の対象者数は7726名でした。実績として665万2800円となっています。

委員：

見直し案には敬老祝品は触れていませんが、これはどのようにお考えですか。

事務局：

75歳以上の記念品配布につきましては見直しの対象とせずに考えております。

委員：

これは敬老会が無かったから配布したのか、元々あったものなののでしょうか。

事務局：

記念品は敬老会開催の年も配布しておりました。

委員：

事業予算には敬老関係事業は含まれているのでしょうか。あくまでもこの金額は祝金のみでしょうか。

事務局：

この金額は敬老祝金のみです。その他は含まれておりません。

委員：

確かに見直す内容はあると思います。次代を担う子どもたちとか、若い世代の転出とかの話も聞きましたが、出来ればそちらにも施策がほしいところではありますけれども、財源の確保が出来るのであれば、該当者の方についても楽しみにしており、いつの間になくなってしまったという事となってはがっかりするという事もあると思うので、今回はなんとか継続でよろしいのかなとも思います。ただ、いつまでも出し続けるというのものではなく、財源があり、最終的には税金から出ているものです。先のことを考えながら若い人が住みやすいようにする気持ちもありますし、いつかは改革をする必要があるとは思いますが、しかし、コロナ禍を考えますと今回は継続でよろしいかと思います。

委員：

私も当面の現状維持には賛成です。賛成というか、社会経済情勢の評価に数値的なものが出ていますが、坂東市内の亡くなった方もいらっしゃると思うのですが、現在から将来にかけて、数値的なデータも少しお教えいただけたらと思います。全体の予算に対して今後どのようなになるといった、説明力あるデータ等でお伝えいただいてもいいのかと考えます。いかがでしょうか。

事務局：

参考に、本年度の支給実績と来年度の支給見込みなどを説明させていただきます。今年度の支給者数は811名で、支給額が1357万円です。内訳といたしまして喜寿554名、米寿241名、白寿16名です。対しまして、次年度の見込みですが、合計で800名となり今年度より人数は減りますが、米寿と白寿の割合が高くなりまして、喜寿481名、米寿274名、白寿45名、支給額見込が1528万円の見込みです。3年度と比較して171万円の増額見込みです。将来の推計人口等を見ますと、2025年には現在の1.2倍になると予想されますので、対象者も同様に増加すると見込まれます。

委員：

私も高齢者が喜ぶ、そういう顔が見たいのですが、人数をお聞きし、近隣の状況等を勘案すると続行ではなく、見直しでもいいのではないか、見直すのであればさらに減額してもいいのではとも思います。頂く場合は多い方がいいのは勿論ですが、見直すべきだと思います。

委員：

若い方たちのことを考えると、自分たちは勿論いただけるのであればうれしいという事はあるのですが、若い世代のことを考えると、もらえたらうれしい半面、複雑だと思います。よって、見直しの意見に近いと思います。

委員：

やはり、それとこういう細かいデータをお示しいただいて、全体を公平に見ていく必要があると思います。提案して頂くのであれば、敬老祝品などもあります。こういう現状を鑑みたときに、喜寿米寿白寿のみの対象となっているこの改正案ではなく、全体を見て検討が必要と考えます。公平にどこの年代も見ていくと。それでその根拠たるものはこの財源と。そこが明確になっていないと思いますので、見直し案については原則賛成ですが、もう少し細かく提案すべき思います。

よって、わたしの意見としては、今回は継続とし、次回以降にきちんとした内容をご提案頂いて、財源をもとに議論し、確保が困難であれば見直しの議論をしていくという事が必要と考えます。他の委員の意見はいかがでしょうか。

委員長：

今回は継続としますが、将来的に見直しの内容を精査し、整った形で協議するという事でいかがでしょうか。

今回は意見をまとめて、修正案としてご提示させていただきたいと思います。

以上、出た意見につきましては各事業に反映して頂きますようお願いいたします。

以上